

2月1日から

防災行政無線の使用を開始

本町が昭和60年8月から整備してきました、防災行政無線通信施設の使用を2月1日から開始します。

● 施設の概要

この施設は、同報系（役場防災無線室から、町内45箇所に設けた屋外放送施設を無線で操作し、地震、台風、火災などの災害情報、町からのお知らせを送る施設）と移動系（役場と出先の間を無線電話機でつなぎ、情報収集並びに情報伝達をする施設）の2系統になっています。

● 放送する内容

この無線施設を利用して放送できる事項はおおむね次のとおりです。

- 地震、台風、火災など防災に関する事項
- 町からのお知らせなど行政事務に関する事項
- 各区、各種団体が行う行事などで町行政にかかると認められた事項については、放送することができますが、個人または営利を目的とした放送はできません。

● 放送の申込み

区及び団体が放送依頼する場合は、放送希望日の3日前までに「防災行政無線通信依頼書」を役場企画課へ提出してください。

● 放送する時間

通常のお知らせ放送は、朝夕の2回行ないます。また地震などの災害放送並びに特に必要な事項については随時放送することができます。

● 定時放送

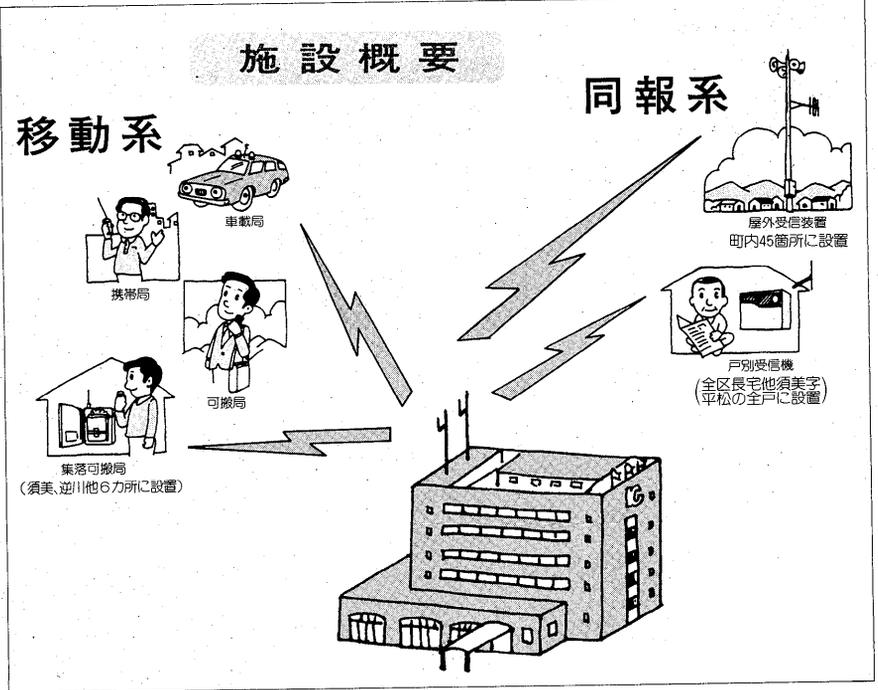
午前6時半・午後6時半の2回。（日曜、祝祭日は除く）

● 時報チャイム

正午及び冬季は午後5時、夏季午後6時の2回。

● その他

この無線局の屋外放送施設は



半径300〜400メートルを音声到達範囲として設計していますが次のことについて、お気付の点がありましたら連絡してください。

- 全く聞こえない。
- 風向により聞こえない、聞き取りにくい。
- 音が大きすぎる。
- 音が反射して聞きにくい。
- その他、防災無線施設に関すること。

※無線についてのご質問などは、消防本部警防係（62-3822）までご連絡ください。